

# 宇土市地域公共交通計画策定支援業務委託仕様書

## 1 業務名

宇土市地域公共交通計画策定支援業務委託

## 2 業務の目的

宇土市の地域公共交通においては、利用者減少や収支の悪化、運転士不足など需要と供給の両面で人口減少の影響を受けており、今後更なる本格的な人口減少・高齢社会の到来に伴い、その影響はますます増大することが見込まれている。

この地域公共交通を取り巻く厳しい状況を踏まえると、利用者の利用実態を踏まえた、市民の生活交通手段の確保及びまちの賑わいをもたらす公共交通の確保を進めていくため、市の理想及び将来の在り方を定めた公共交通網の形成に関する計画の策定が必要である。

本業務は、地域公共交通活性化再生法（以下、「法」という。）の規定に基づき、「宇土市地域公共交通計画（以下、「本計画」という。）」を策定することとし、その計画策定を円滑に進めることを目的とする。

## 3 契約期間

契約日から令和4年2月28日まで

## 4 業務内容

### (1) 計画準備

本業務の作業を円滑に進めるため、業務の具体的な進め方及びスケジュールに関する業務計画書を作成し、委託者と十分な打合せを行う。

### (2) 現況等の把握・課題の整理

#### ① 地域の現況に関する整理

市の上位計画（総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略等）、関連計画及び既存資料等により、人口動向や施設立地状況について把握・課題の整理を行う。また、流動人口データを用いて、宇土市を発着する流動を把握し、市内地区間の移動状況や市外への移動状況を把握する。データの取得期間は1ヶ月間とし、データ取得年月は本市との協議により設定する。

#### ② 地域公共交通に関する整理

本市の地域公共交通網及び交通機関の利用状況等について把握するとともに、公共交通の空白地域を整理する。

#### ③ 他自治体事例や国の動向等の整理

積極的に取り入れる公共交通に関するトレンドについて整理を行う。なお、参考とする事例の選定にあたっては、本市の地域特性や公共交通の特性を鑑みながら、今後の本市の発展に資する事例を選定すること。

#### ④ 地域公共交通に関する課題の整理

①～③の結果を踏まえ、本市における地域公共交通の課題を整理する。

### (3) 課題検証のための調査

#### ① 市民アンケート

地域住民の公共交通網に対する課題及びニーズ調査をアンケート方式で行う。対象者は、特定の地区に偏らないよう無作為抽出した1,000人程度とし、郵送で行う。

#### ② 地域公共交通利用者アンケート

宇土市内を運行する路線バス、コミュニティバス、ミニバスの利用実態等を把握するとともに、利用者ニーズ等を把握することを目的に、主要駅、主要バス停で公共交通利用者を対象にしたアンケート調査を実施する。アンケート調査は、平日1日実施する。

#### ③ 交通事業者へのヒアリング

公共交通事業者の実状や今後の公共交通の維持等に対する意向等を把握するため、鉄道及びバス、タクシー事業者に対してヒアリング調査を実施し、現状や課題、財政状況等を整理する。

#### ④ 施設へのアンケート

商業、医療など公共交通での主な立ち寄り先を対象に、地域の輸送資源の実態把握や地域公共交通に対するニーズ等を把握することを目的に、アンケート調査を実施する。

### (4) 地域公共交通計画の策定

#### ① 基本方針の検討

本市の課題に対応するために、本計画の役割、基本的な考え方等、上位計画及び関連計画と整合する基本方針の検討を行う。

#### ② 施策の検討

##### ・公共交通ネットワークイメージの検討

(1)～(3)を踏まえ、整備されるべき公共交通ネットワークのイメージを整理する。

##### ・具体的施策の検討

公共交通ネットワーク整備に関する取り組むべき施策を整理する。また、目標及び数値目標の設定やロードマップの作成を行う。なお、路線バス、コミバス・ミニバス、病院送迎バス等、全てを勘案した上での無駄のない交通体系の整備を行うこととする。

#### ③ 本計画案の作成

法に定められた必要な事項を踏まえ、本計画をとりまとめる。

### (5) 地域公共交通活性化協議会の運営支援（4回程度）

地域公共交通活性化協議会で使用する資料の作成、会議録の作成等を中心に、協議会運営の支援を行う。

### (6) 報告書作成

(1)～(5)の結果を、報告書としてとりまとめる。

### (7) 打ち合わせ協議（3回程度）

業務着手時、中間時、最終納品時の計3回、打ち合わせ協議を行う。なお、その他必要な場合は、速やかに打ち合わせを行うものとする。

## 5 成果品

- (1) 業務報告書, 調査資料等の参考資料一式
- (2) 地域公共交通計画 50部
- (3) 地域公共交通計画(概要版) 50部
- (4) 上記(1)～(3)の電子データ一式

※電子媒体については, PDF及び加工可能なデータ(Word, Excel等)で作成したもの。

## 6 契約について

契約日は, 令和3年6月上旬以降とし, 国の補助金交付決定後に契約を交わすこととする。

## 7 支払方法

業務完了後, 国等から本協議会に充てた補助金入金後に一括払いとする。なお, 前金払いは行わない。